

松伏町廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(順不同：敬称略)

	氏名	所属	区分
1	今井 新吉	公募	1号委員（町内居住者）
2	河田 晴美	公募	1号委員（町内居住者）
3	横内 浩一	公募	1号委員（町内居住者）
4	大塚 節子	介護老人保健施設 なのはなの里	2号委員（見識を有する者）
5	前田 恵美	埼玉県 越谷環境管理事務所	2号委員（見識を有する者）
6	石川 次雄	商工会 商業部会	3号委員（物の製造・販売等を行う事業者）
7	佐藤 穂積	いなげや松伏店	3号委員（物の製造・販売等を行う事業者）
8	鈴木 一郎	商工会 工業部会	3号委員（物の製造・販売等を行う事業者）
9	小島 拓郎	共栄商事(有)	4号委員（廃棄物再生業者等）
10	中山 友則	(有)松伏清掃事業	4号委員（廃棄物再生業者等）

○松伏町廃棄物減量等推進審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第2項の規定に基づき、松伏町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置し、もって廃棄物減量等の円滑な推進を図るため、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内居住者
- (2) 見識を有する者
- (3) 物の製造・販売等を行う事業者
- (4) 廃棄物再生業者等

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における選任の要件を欠いたときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

指定袋（カン・ビン）制度の見直しについて

1. 現状

指定袋・・・カン、ビン、不燃の3種類

販売価格・・・10枚1セットで100円（サイズ 1種類）

指定袋取扱店・・・町内25店舗（売捌報奨金として納品実績の10%の金額を支払い）

2. 見直しの内容

3種類の指定袋のうち、カンとビンについて指定袋制度を令和8年度で廃止予定以後、市販の袋で収集を行う

3. 見直しの理由

- ・カン、ビンは分別意識が定着していること
- ・指定袋を購入・使用することが町民の負担となっていること
- ・石油価格高騰や円安の影響によって指定袋購入費用が年々増額していること
- ・県内市町村で、カン、ビン指定袋制は当町と坂戸市のみであること

4. 見直しによるメリット

- ・町民の負担軽減
- ・指定袋購入費用が不要（R5実績 カン 932,217円、ビン 734,427円）
- ・売捌き報奨金の削減（R5実績 カン 85,500円、ビン 41,100円）
- ・可燃ごみ削減（カン1.8kg/100枚 ビン2.8kg/100枚）
- ・可燃ごみ削減による温室効果ガスの発生抑制
- ・町及び指定袋取扱店における指定袋保管管理、納品、配送事務の削減

5. 見直しによるデメリット

- ・分別不良ごみ発生の懸念
- ・収集運搬、分別処理の作業負担増加の懸念
- ・指定袋売捌手数料の減額

6. スケジュール（案）

令和6年

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 6月～8月 | 委託業者と協議
廃棄物減量等推進審議会で協議 |
| 9月 | 指名競争入札準備 |
| 10月 | 令和7年度分の必要枚数を発注 |
| 11月 | 令和8年度分の予算要求なし |
| 12月 | 令和7年度版ごみ収集カレンダー作成（8年度廃止を事前周知） |

令和7年

- | | |
|----|---|
| 3月 | 令和7年度分の指定袋納品
令和7年度版ごみ収集カレンダー配布（8年度廃止を事前周知） |
| 4月 | 指定袋取扱店へ周知 |

令和8年

- | | |
|----|-----------------------|
| 4月 | 指定袋完全廃止（指定袋は引き続き使用可能） |
|----|-----------------------|